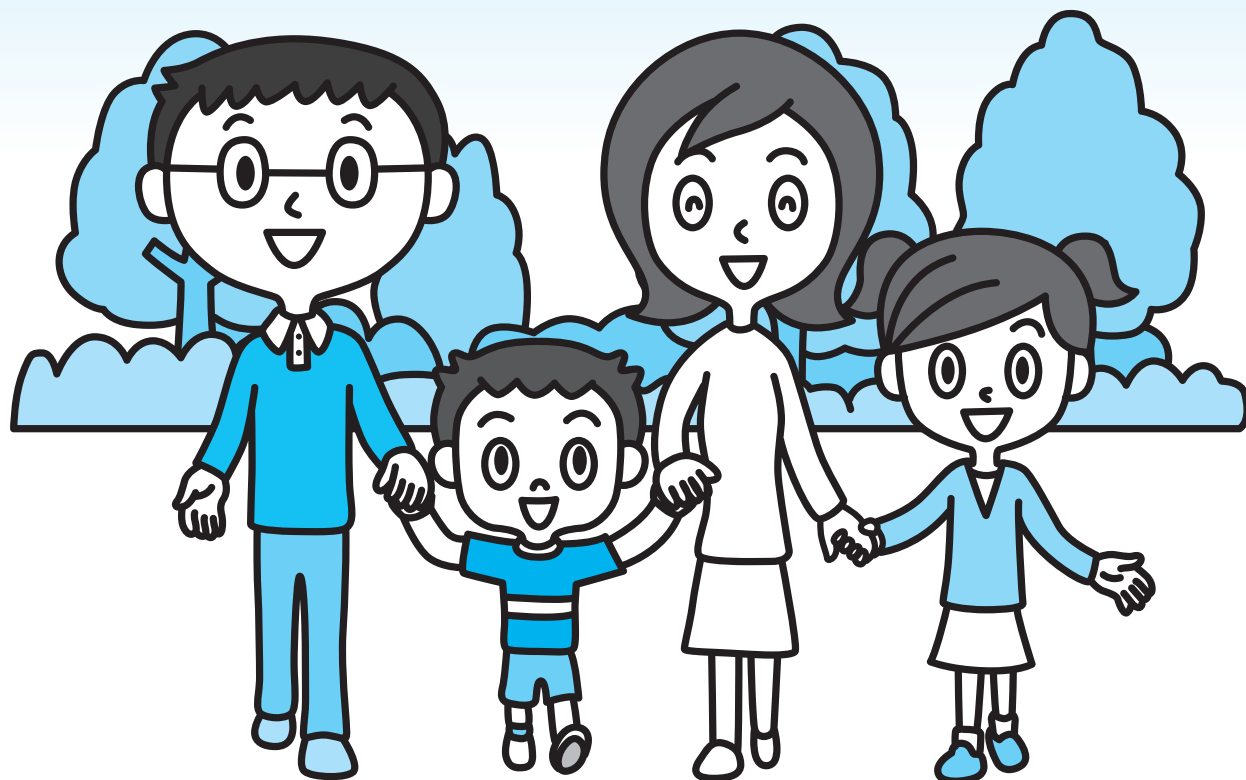


セキスイガードのご案内

(団体総合生活保険)



**最大
約44%OFF**
(団体割引25%・損害率による割引25%)
※GLTDは、損害率による割引が適用されず、
団体割引25%のみ適用されます。
※割引率44%は、団体割引25%・損害率による
割引25%を適用したものです。

加入方法:

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ず
ご確認ください。

- ・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につ
きましては、特段のご加入手続きは不要です。
- ・セキスイガードはインターネットでのお手続きとなります。
詳しくはP.5~6をご覧ください。

**申込
締切**

定期募集

2023年6月30日(金)

※定期募集期間以外でもご加入できます。

保険期間

2023年8月31日午後4時から
2024年8月31日午後4時まで

保険料払込方法

2023年10月給与より引去り
傷害・GLTD・がん・医療・介護・個賠・オプション:月払(12分割)
ゴルフア-:一時払

積水化学グループ従業員の皆様のための保険 「セキスイガード」は皆様の「万ー」を がっちり「ガード」!

お知らせ

ここがおすすめ!



メリット 1 保険料が割安!

積水化学グループ従業員向けの団体保険なので、
最大約44%OFF(*)でご加入いただけます。

※団体割引25%・損害率による割引25%を適用。GLTDは団体割引25%のみ適用されます。
※割引率44%は、団体割引25%、損害率による割引25%を乗じたものです。

メリット 2 カスタマイズ可能!

必要な補償を自由に組み合わせて、
自分にぴったりの保険をつくることができます。

メリット 3 お申込時、保険料は準備不要!

保険料は給与天引きなので、
お申し込みの際に現金をいただく必要はありません。

メリット 4 インターネットで加入できます!

セキスイガードはインターネットでのお手続きとなります。

ご確認ください

セキスイガードの補償内容が一部変わります。

2023年8月31日より満了年齢(被保険者年齢)が「満70歳まで⇒満84歳まで」へ
変更となりました。これにより満84歳までの方の加入・更新が可能*1となりました。

NEW ◇ 傷害補償	満70歳まで⇒満84歳まで加入・継続可能
◇ GLTD	60歳満了型または70歳満了型からご選択(変更なし)
NEW ◇ がん補償	満70歳まで⇒満84歳まで加入・継続可能
NEW ◇ 医療補償	満70歳まで⇒満84歳まで加入・継続可能
◇ 介護補償	満84歳まで加入・継続可能(変更なし)
NEW ◇ 個人賠償責任補償	満70歳まで⇒満84歳まで加入・継続可能
◇ オプション	基本補償に準じます (住宅内生活用動産/救援者費用等/借家人賠償責任)
◇ ゴルファー補償	満了年齢なし(変更なし)

*1 ご加入者様が満了年齢となりましたら、満了年齢に達していない配偶者様・ご家族様も自動的に脱退となります。
がん補償、医療補償、介護補償は被保険者様の年齢が満84歳まで継続可能です。

※ 退職時には、GLTDは解約となります。

例えばこんな組み合わせで あなたにピッタリな補償を選べます!

モデルプラン ①



傷害

がん

生活用動産

借家人賠償

医療

個人賠償

社会人として必要な補償を幅広く
補償します!

傷害補償(タイプ:F1(1口)) 1,670円
がん補償(タイプ:G102) 100円
医療補償(タイプ:I5) 550円
個人賠償(タイプ:F2) 110円
生活用動産(タイプ:F3) 830円
借家人賠償(タイプ:F5) 160円

合計月額保険料 **3,420円**

モデルプラン ②



傷害

個人賠償

救援者費用等

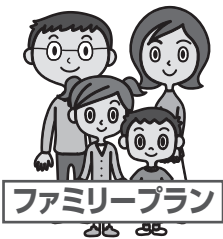
ゴルファー

旅行中も安心の補償。ゴルフも
楽しみたい方に!

傷害補償(タイプ:KF1(1口)) 2,610円
個人賠償(タイプ:F2) 110円
救援者費用等(タイプ:KF4) 30円
ゴルファー補償(タイプ:A) 1,720円
(一時払)

合計月額保険料 **4,470円**

モデルプラン ③



傷害

GLTD
(団体長期障害
所得補償)

がん
(本人)

医療
(本人+妻+子)

介護
(本人)

個人賠償

子供が独立するまでの就業障害時
の収入の一部を補償します!

傷害補償(タイプ:KK1(1口)) 4,390円
GLTD(タイプ:GD70(3口)) 2,340円
がん補償(タイプ:G102) 360円
医療補償(被保険者:本人:I5 630円
妻 :I5 590円
子供:I5 400円×2)
..... 2,020円
個人賠償(タイプ:F2) 110円
介護補償(タイプ:D100) 10円

合計月額保険料 **9,230円**

モデルプラン ④

自転車プラン

自転車通勤の方にオススメ!



傷害

個人賠償

傷害補償(タイプ:F1(1口)) 1,670円
個人賠償(タイプ:F2) 110円

合計月額保険料 **1,780円**

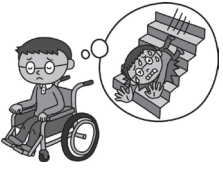
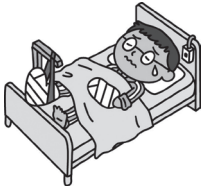

多発する自転車事故に備えて…。
示談交渉サービス(国内のみ)もついています。

選べる補償ラインナップのご紹介


基本補償

(単独でご加入いただけます)

UNIT1 傷害補償 (P.8)

死亡・後遺障害	入院・手術	通院
		

UNIT2 GLTD (団体長期障害所得補償) (P.9)



UNIT3 がん補償 (P.10) がん診断保険金



オプション

(基本補償と組み合わせでご加入いただけます)

UNIT6 住宅内生活用動産 (P.16)



UNIT7 救援者費用等 (P.16)



※個人賠償補償以外の基本補償と組み合わせでご加入いただけます。

ゴルファー補償


(4つの補償がセットされています)

ゴルフプレー中の賠償責任 (P.17)



+

ゴルフプレー中の傷害 (P.17)



UNIT4

医療補償(P.11~12)

疾病 入院保険金 疾病 手術保険金 放射線治療保険金 総合先進医療特約 特定疾患保険金特約



成人病追加支払特約(注)

退院後通院保険金特約(注)

(注)付帯する・しないをご選択いただけます。

UNIT9

介護補償 (P.13~14)



UNIT5

個人賠償補償 (P.15)



UNIT8

借家人賠償責任 (P.16)



ゴルフ用品の損害 (P.17)



+

ホールインワン・アルバトロス費用 (P.17)



+

セキスイガードは、インターネットでのお手続きとなります。

いつでも

どこでも

らくらく手続き

インターネットで保険に加入できます!

ご自身・ご家族の安心をサポート! 選べる補償

セキスイガード(団体総合生活保険)



お申込・詳細についてはこちらから!

らくらくアクセス! 〈イーチョイス〉

ネット募集システム

e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です!

定期募集用URL

<http://ezoo.jp/ds4/A0027542308>

インターネット募集期間: 2023年5月26日~2023年6月30日

中途募集用URL

<http://ezoo.jp/ds4/A00275423082304>

インターネット募集期間: 2023年7月1日~2024年8月29日

上記URLにアクセスいただき、お見積りに必要な簡単な情報を入力いただければ、すぐに加入手続きができます。

セキスイ保険サービスのホームページからもアクセスできます! <https://www.sekisuihoken.co.jp>



スマートフォンでも
手続きできます。

定期募集用

募集期間

2023年5月26日~
2023年6月30日



中途募集用

募集期間

2023年7月1日~
2024年8月29日

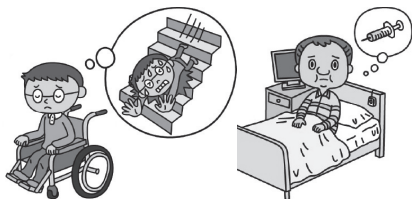


からだに関する補償

傷害補償

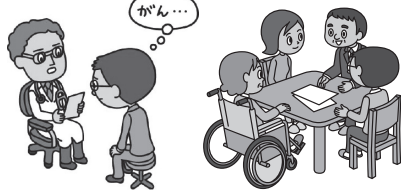
GLTD

医療補償



がん補償

介護補償



団体割引 25%

損害率による割引 25%

割引適用により

保険料が 最大約 44% OFF

財産に関する補償

ゴルフ用品の損害

住宅内生活用動産



賠償責任に関する補償

個人賠償責任

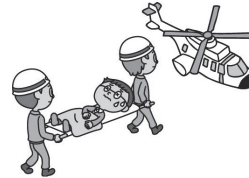
借家人賠償責任



費用に関する補償

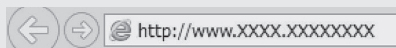
救援者費用等

ホールインワン・
アルバトロス費用



ご新規の場合

- 1 P.5に記載のURLにアクセスします。
スマートフォンはP.5のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスできます。

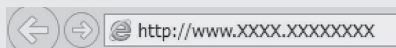


- 2 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

- 3 「お手続きはこちらから」をクリックします。

既にご加入済みの場合

- 1 P.5に記載のURLにアクセスします。
スマートフォンはP.5のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスできます。



- 2 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

- 3 メールアドレスを登録します。

- 4 案内メール、パスワード発行メールを受信します。
ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール

URL: https://...
ログインID: ○○○

PW案内メール

パスワード: ○○○

- 5 お手続きサイトにログインします。
パスワード発行メールのパスワードを入力します。

- 6 「お手続きはこちらから」をクリックします。

※画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

- ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@tmnf.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

※P.5～6は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」(P.32～)をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、セキスイ保険サービスまでお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、P.5に記載のURL内にてご確認ください。

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のP.5に記載のURL内掲載の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

自動更新の方は、お手続き不要です。ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、P.5に記載のURLからお手続きをお願いいたします。(住所の確認をお願いいたします。)(なお、GLTD、がん補償、医療補償、介護補償につきましては、につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。)

2023年4月11日～2023年6月30日までに東京海上日動で手続きが完了した中途加入契約については、自動更新対象となりますが、e-CHOICEで更新内容の確認や手続きはできません。

※退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更により系列会社でなくなった場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

事故時の連絡先等は以下のURLから保険期間中いつでも参照できます。アクセスには加入者証券番号が必要となります。「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。

定期募集用URL → <http://ezoo.jp/ds4/A0027542308>

中途募集用URL → <http://ezoo.jp/ds4/A00275423082304>

スマートフォンからも参照できます。

●定期募集用



●中途募集用



セキスイガードご加入者向け 自動付帯サービスのご案内

サービスの「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談にて24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

●介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]

www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間(いずれも土日祝日、年末年始を除く)

・法律相談: 午前10時～午後6時
・社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時
・税務相談: 午後2時～午後4時
・暮らしの情報提供: 午前10時～午後4時

0120-285-110



法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●メンタルヘルスサポート 自動セット

[対象となる補償] 団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。



受付時間(日祝日を除く): 午前9時～午後9時

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

【各サービス共通】
・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、一部地域ではご利用いただけません。サービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

傷害補償

団体割引25%・損害率による割引25%
約44%割引 損害率による割引は、天災危険補償特約部分には適用されません。

おケガによる入通院等を補償します。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.19~20をご覧ください。

POINT 1

通院・入院は1日目からお支払い!
 免責日数はありません!

POINT 2

ご加入時に医師の診査は不要です!

POINT 3

退職後も継続し加入できます。
 退職のご年齢により退職者専用タイプに変更となる場合がございます。
 ご加入者様が84歳まで更新いただけます。

基本補償

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こるさまざまな「ケガ」に対応!

日常生活において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いいたします。

日常生活でのケガ



旅行中のケガ



スポーツ中のケガ



天災特約付きタイプ*
(天災危険補償特約)

「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」に対しても補償される天災特約付きタイプをおすすめします!

*FT1、KFT1、KKT1

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

保険金額・保険料表

傷害タイプ		ご本人様の補償!! 本人型		ご夫婦を補償!! 夫婦型		ご家族を補償!! 家族型	
		F1 (1~3口まで)	FT1 天災特約付き (1~3口まで)	KF1 (1~3口まで)	KFT1 天災特約付き (1~3口まで)	KK1 (1~3口まで)	KKT1 天災特約付き (1~3口まで)
本人	死亡・後遺障害保険金額	1,200万円	1,000万円	1,200万円	1,000万円	1,200万円	1,000万円
	入院保険金日額 ^(注1)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	—	400万円	400万円	400万円	400万円
	入院保険金日額 ^(注1)	—	—	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	—	—	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
家族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	—	400万円	400万円
	入院保険金日額 ^(注1)	—	—	—	—	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	—	—	—	—	3,300円	3,300円
1口当たり月額保険料		1,670円	(職種級別A) 1,860円 (職種級別B) 2,640円	2,610円	(職種級別A) 2,990円 (職種級別B) 3,770円	4,390円	(職種級別A) 5,090円 (職種級別B) 5,870円

※天災特約付きの保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。詳しくは、このパンフレットのP.38をご覧ください。

(注1) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

長期間働けなくなった場合を補償します。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.20~21をご覧ください。

POINT 1 最長70歳(60歳満了型のときは最長60歳)の誕生日^(注1)まで長期にわたり保険金をお支払します。様々な病気・ケガをカバーし、所定の精神障害による休業も2年を限度に補償します。

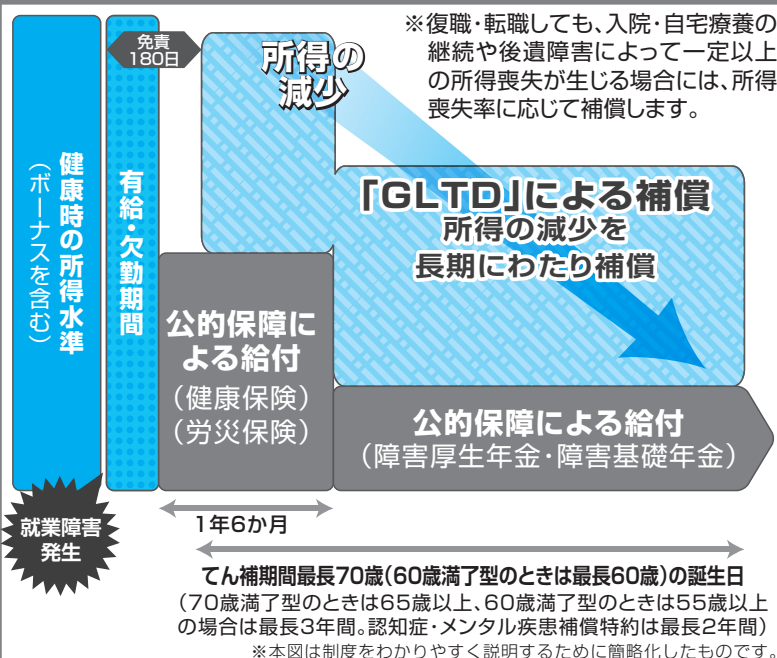
【認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D))】

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。^{*1}
*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

POINT 2 職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決を専門家集団がバックアップします。団体割引により割安な保険料で補償と支援が受けられます。(具体的なサポートについては、P.7をご覧ください)

●ご加入の際、医師の診査は不要です。加入依頼書等に告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

病気やケガで長期間働けなくなり、収入が大幅に減少したとき、所得の一部を最長70歳(60歳満了型のときは最長60歳)の誕生日^(注1)まで補償します。



お受け取り例

下記お受け取り例は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース① GD70タイプ・4口加入・月額保険料2,000円の場合

妻、10歳と7歳の子供がいる38歳(男性)のAさん。脳出血による四肢麻痺で記憶障害が残り、会社を退職。

免責期間 180日を超えると 最高毎月20万円が 最長70歳まで受け取れます。

ケース② GDタイプ・2口加入・月額保険料2,100円の場合

50歳の男性Aさん。若年性アルツハイマー病で会社を退職しました。

認知症やメンタルヘルス不調による就業障害でも 免責期間 180日を超えると 最高毎月10万円が 最長2年間受け取れます。

ケース③ GJタイプ・2口加入・月額保険料2,080円の場合

独身、55歳の女性Aさん。交通事故にあい、半身不随となり退職。

免責期間 180日を超えると 最高毎月10万円が 最長3年間受け取れます。

本人型 保険金額・保険料表

- 毎月の保険金額: 1口5万円 ■ 保険期間: 1年間 ■ 免責期間: 180日
- てん補期間^(注1): 60歳満了型: 60歳の誕生日まで 70歳満了型: 70歳の誕生日まで
- 認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D)) (最長2年間)、天災危険補償特約

1口当月額保険料

タイプ	60歳満了型		70歳満了型	
	GD 男性 (1~9口まで)	GJ 女性 (1~9口まで)	GD70 男性 (1~9口まで)	GJ70 女性 (1~9口まで)
15~24歳	330円	220円	350円	230円
25~29歳	340円	290円	360円	310円
30~34歳	370円	380円	400円	420円
35~39歳	450円	540円	500円	620円
40~44歳	640円	830円	780円	1,050円
45~49歳	870円	1,110円	1,200円	1,600円
50~54歳	1,050円	1,240円	1,910円	2,360円
55~59歳	990円	1,040円	2,720円	2,970円
60~64歳	—	—	3,180円	3,010円
65~69歳	—	—	2,540円	2,160円

口数(保険金額)早見表(1口5万円)

年収	ご加入可能な口数
150万円~300万円未満	1口
300万円~450万円未満	2口
450万円~600万円未満	3口
600万円~750万円未満	4口
750万円~900万円未満	5口
900万円~1,050万円未満	6口
1,050万円~1,200万円未満	7口
1,200万円~1,350万円未満	8口
1,350万円~	9口

(注1) 保険金をお支払いする1事故あたりのてん補期間は、70歳満了型のときは65歳以上、60歳満了型のときは55歳以上の場合は3年間、認知症・メンタルヘルス疾患の場合は2年間となります。

※保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の被保険者の満年齢や性別によって決定します。

60歳満了型から70歳満了型に変更したい方は、再度「健康状態告知書」のご提出が必要です。

がん補償

団体割引25%・損害率による割引25%

約**44%**割引

がん診断保険金をお受け取りいただけるシンプルな補償です。
団体割引等により割安な保険料で上皮内がんも補償されます。

●保険金をお支払いする主な場合につきましては、このパンフレットのP.21をご覧ください。

POINT 1

1年更新型で、
保険料は5歳刻み
で設定されて
います。

POINT 2

ご加入時に
医師の診査は
不要です。(注1)

POINT 3

退職後も
継続して
加入できます。
ご加入者様または被保険者様が
84歳まで更新いただけます。

POINT 4

「がん」と診断確定
された場合に、
保険金をお支払い
します。(注2)

(注1) 加入依頼書等に告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

(注2) 次のケースでがんと診断確定された場合に、がん診断保険金をお支払いします。

●ご加入後に初めて診断確定されたがん(注3) ●再発がん・転移がん(注3)(注4) ●原発がんと関係なく、新たに生じたがん(注3)

(注3) がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。がん診断保険金のお支払いは、保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限りです。また、2回目以降の診断保険金のお支払いは、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を越えた期間が経過していることを要します。また、再発がん・転移がんの2回目以降の診断保険金のお支払いについては、既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたときのみ対象となります。

(注4) 更新契約の場合において、初年度契約から更新契約のいずれかの保険期間中に診断確定されたがんを治療し、その後はじめて再発または転移したと診断確定されたときに対象となります。

※初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

お受け取り例

右記お受け取り例は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

診断保険金100万円 (G102タイプ)の場合

健康診断で指摘され精密検査をしたところ、胃の初期がん(上皮内がん)と診断された。

保険金 **100万円**

■がんと診断確定された場合は、入院・通院に関わらず、一時金としてご加入タイプの保険金全額をお受け取りいただけます。

本人型 保険金額・保険料表(加入口数:1口のみ)

タイプ	G52	G102	
保険金額	50万円	100万円	
月額 保 険 料	5~9歳	40円	90円
	10~14歳	70円	130円
	15~19歳	50円	100円
	20~24歳	20円	50円
	25~29歳	50円	100円
	30~34歳	90円	170円
	35~39歳	120円	250円
	40~44歳	180円	360円
	45~49歳	250円	510円
	50~54歳	410円	830円
	55~59歳	650円	1,290円
	60~64歳	940円	1,880円
	65~69歳	1,250円	2,510円
70~74歳	1,560円	3,110円	
75~79歳	1,880円	3,760円	
80~84歳	2,210円	4,410円	

※この保険料は、2023年8月31日時点での保険料です。

※補償の増額となるタイプ変更の場合、再加入となるため、再度告知が必要となります。

※補償の減額となるタイプ変更の場合、告知は不要です。

※保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の被保険者の満年齢によって決定します。

※被保険者1名につき、1タイプのみご加入いただけます。

医療補償

団体割引25%・損害率による割引25%

約**44%**割引

日帰り入院もOK!ケガも病気も入院一日目から補償します。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.21~23をご覧ください。

POINT 1

1年更新型で、
保険料は5歳刻みで
設定されています。

POINT 2

ご加入時に
医師の診査は
不要です。(注1)

POINT 3

退職後も継続して
加入できます。
ご加入者様または被保険者様が
84歳まで更新いただけます。

(注1) 加入依頼書等に告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

お受け取り例

右記お受け取り例は、東京海上日動が
作成した架空の事故例であり、過去に
実際に発生したものではありません。

脳卒中の場合(入院日額5,000円コース[15]の場合)

脳卒中発病→手術2回→長期入院300日間→退院

保険金総額 **70万円**

保険金内訳


- 入院保険金 : 30万円(入院日額5,000円×60日(支払限度日数))
- 手術保険金(注2): 40万円(入院日額5,000円×40倍×2回)

(注2) 手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

お支払いする保険金の種類

<ご加入条件>

■保険期間:1年 ■免責日数:0日 ■支払限度日数:60日 ■本人型

基本補償 基本セット	治療に専念していただくために… 疾病 傷害 入院保険金		病気やケガが原因で入院された場合に1日目から入院保険金をお支払いします。(1回の入院(注3)につき、60日を限度とします。)								
	手術に備えて… 疾病 傷害 手術保険金		病気やケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。(注4)								
		<table border="1"> <tr> <td>重大手術*</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の40倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の手術</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table>	重大手術*	入院中	入院保険金日額の40倍	上記以外の手術	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の5倍	
	重大手術*	入院中	入院保険金日額の40倍								
	上記以外の手術	入院中	入院保険金日額の10倍								
入院中以外		入院保険金日額の5倍									
		※対象となる重大手術については、このパンフレットのP.12をご確認ください。									
放射線治療保険金		病気やケガで放射線治療を受けたときに、 疾病入院保険金日額の10倍 をお支払いします。(注5)									
特約(自動付帯)	総合先進医療保険金(注6)		病気やケガで先進医療を受けたときに、保険金をお支払いします。								
	総合先進医療一時金		総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。								
	特定疾患保険金		所定の特定疾患(注7)によって、医師等の治療を必要とし、保険期間中かつ、その特定疾患により交付された医療受給者証等の有効期間中に病院または診療所に入院したとき 疾病入院保険金日額×30倍(1回の入院(注3)につき1回限り) をお支払いします。								
	特約(オプション)	成人病 追加支払特約	入院	成人病(悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のいずれか)によって、医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその成人病の治療を直接の目的として病院または診療所に入院したときに、 疾病入院保険金日額×成人病入院日数 を1回の入院(注3)につき60日を限度にお支払いします。							
放射線治療 手術			成人病(悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のいずれか)で、手術(注4)や放射線治療(注5)をしたときに、保険金をお支払いします。								
退院後 通院保険金			疾病入院保険金または傷害入院保険金支払われる場合において、退院した後、入院の原因となった病気やケガの治療を直接の目的とした通院(往診を含みます)をしたとき、 退院後通院保険金日額×通院日数 を、1回の入院(注3)後の通院につき90日を限度にお支払いします。(退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に行われた通院に限ります。)								

(注3) 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。①入院を開始してから退院するまでの継続した入院②退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

(注4) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払の対象外の手術があります。また、時期を同じくして(*1)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

(注5) 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。

(注6) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。(※)対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性がございます。)(※)詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

(注7) 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については後記「補償の概要等」をご確認ください。

本人型 保険金額・保険料表(加入口数:1口のみ)

タイプ		I5	I5S (成人病特約あり)	I5T (退院後通院あり)	I5W (成人病特約+ 退院後通院あり)	I10	I10S (成人病特約あり)	I10T (退院後通院あり)	I10W (成人病特約+ 退院後通院あり)		
基本補償	入院保険金日額	5,000 円				10,000 円					
	手術 保険 金額	重大手術 ^(注1)	20 万円				40 万円				
		の 手術 の 上 記 以 外	入院中	5 万円				10 万円			
			入院中以外	2.5 万円				5 万円			
	放射線治療保険金額	5 万円				10 万円					
特約 (自動付帯)	総合先進医療 基本保険金額	実額払 (保険期間を通じて300 万円限度)				実額払 (保険期間を通じて600 万円限度)					
	総合先進医療 一時金額	10 万円(保険期間を通じて、1 回限り)									
	特定疾患保険金額	5,000 円×30倍(1 回の入院につき1 回限り)				10,000 円×30倍(1 回の入院につき1 回限り)					
特約 (オプション)	成人 病 追 加 支 払 特 約 (支払限度日数60日)	入院保険金 日額	—	5,000 円× 成人病 入院日数	—	5,000 円× 成人病 入院日数	—	10,000 円× 成人病 入院日数	—	10,000 円× 成人病 入院日数	
		保 手 金 額	入院中	—	5 万円	—	5 万円	—	10 万円	—	10 万円
			入院中以外	—	2.5 万円	—	2.5 万円	—	5 万円	—	5 万円
		放射線治療保険金額	—	5 万円	—	5 万円	—	10 万円	—	10 万円	
	退院後通院保険金日額 (1 回の入院後の通院につき90 日まで)	—	—	5,000 円	5,000 円	—	—	10,000 円	10,000 円		
月額 保 険 料	5~9歳	400 円	420 円	500 円	520 円	780 円	820 円	970 円	1,010 円		
	10~14歳	380 円	400 円	480 円	500 円	730 円	760 円	920 円	950 円		
	15~19歳	400 円	430 円	500 円	530 円	790 円	840 円	980 円	1,030 円		
	20~24歳	510 円	540 円	630 円	660 円	1,010 円	1,070 円	1,250 円	1,310 円		
	25~29歳	550 円	600 円	680 円	730 円	1,070 円	1,180 円	1,340 円	1,450 円		
	30~34歳	560 円	640 円	710 円	790 円	1,110 円	1,260 円	1,400 円	1,550 円		
	35~39歳	590 円	700 円	750 円	860 円	1,160 円	1,370 円	1,480 円	1,690 円		
	40~44歳	630 円	770 円	810 円	950 円	1,240 円	1,530 円	1,600 円	1,890 円		
	45~49歳	780 円	1,010 円	1,000 円	1,230 円	1,540 円	1,990 円	1,980 円	2,430 円		
	50~54歳	970 円	1,300 円	1,260 円	1,590 円	1,930 円	2,590 円	2,500 円	3,160 円		
	55~59歳	1,300 円	1,830 円	1,720 円	2,250 円	2,580 円	3,640 円	3,420 円	4,480 円		
	60~64歳	1,800 円	2,570 円	2,410 円	3,180 円	3,590 円	5,140 円	4,800 円	6,350 円		
	65~69歳	2,390 円	3,520 円	3,290 円	4,420 円	4,760 円	7,030 円	6,570 円	8,840 円		
	70~74歳	3,210 円	4,780 円	4,770 円	6,340 円	6,400 円	9,540 円	9,520 円	12,660 円		
75~79歳	3,960 円	5,930 円	6,030 円	8,000 円	7,900 円	11,850 円	12,040 円	15,990 円			
80~84歳	4,720 円	7,090 円	6,890 円	9,260 円	9,420 円	14,160 円	13,770 円	18,510 円			

※保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の被保険者の満年齢によって決定します。

※被保険者1名につき、1タイプのみご加入いただけます。

(注1)「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術



介護補償

団体割引25%・損害率による割引25%

約**44%**割引

ご自身やご家族のもしもの介護に備える補償です。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.24をご覧ください。

POINT 1

ご自身やご家族が加入できます。

POINT 2

公的介護保険制度の要介護2以上または東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

POINT 3

退職後も継続して加入できます。

被保険者様が84歳まで更新いただけます。

(※)加入依頼書等に告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

お受け取り例

右記お受け取り例は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金額100万円 (D100タイプ)の場合

東京海上日動所定の要介護2と診断され、90日を越えた。

保険金総額 **100万円**

補償ラインナップ

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)^(注1)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

(注1)東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)については、P.24をご確認ください。

3つの介護保険金タイプからお選びいただけます。

所定の要介護状態に なられたら(介護補償保険金)

タイプ	D100	D200	D300
保険金額(一時金)	100万円	200万円	300万円

本人型 保険金額・保険料表(加入口数:1口のみ)

タイプ	D100	D200	D300
保険金額	100万円	200万円	300万円
月額保険料	5~34歳	10円	10円
	35~39歳	10円	10円
	40~44歳	10円	20円
	45~49歳	20円	40円
	50~54歳	40円	80円
	55~59歳	90円	170円
	60~64歳	180円	360円
	65~69歳	380円	750円
	70~74歳	790円	1,570円
	75~79歳	1,720円	3,440円
80~84歳	3,960円	7,920円	11,880円

※保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の被保険者の満年齢によって決定します。

※被保険者1名につき、1タイプのみご加入いただけます。



保険の対象となる方(被保険者)について

保険の対象となる方(被保険者)は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

補償の型	年齢 ^(注2)	左記以外条件	
独自基準追加型 (要介護2)	満5歳以上 満84歳以下	①積水化学工業およびその関係会社の役員・従業員	本人型 <input type="radio"/>
		② 上記①の家族	<input type="radio"/> 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 <input type="radio"/> 上記①と同居されている親族の方

(注2) 団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の年齢をいいます。

※ 加入者がご家族の告知を代理で行うことができます。

公的介護保険は
あるけれど・・・？

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



介護にかかる
お金は・・・？

一時費用*1の合計：
平均74万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす		階段昇降機		特殊寝台(介護ベッド)	
■自走式	6～19万円	■いす式直線階段用	50万円～	■15～50万円	
■電動式	30～50万円	※工事費別途		※機能により金額は異なる	
手すり		ポータブルトイレ		移動用リフト	
■廊下・階段・浴室用等	1万円～	■水洗式	1～4万円	■据置式	20～50万円
※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)		■シャワー式	10～25万円	■レール走行式	50万円～
				※工事費別途	

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられておりさらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

個人賠償補償

団体割引25%・損害率による割引25%

約**44%**割引

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.25をご覧ください。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

<保険金が支払われる例>



買い物中に商品として壊してしまった。



散歩中に飼犬が他人に噛み付いた。



自転車搭乗中に、他人と接触し、ケガをさせてしまった。



他人から借りた旅行カバンを盗まれた

*スポーツをしている者同士の事故では、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。

*業務上の賠償事故は対象外となります。

個人賠償補償ワンポイントアドバイス

個人賠償補償については、自動車保険や火災保険等にも特約ラインナップとして「個人賠償責任補償特約」がございます。既に自動車保険や火災保険等でご加入の場合は、補償内容が重複し、保険料が無駄になる場合もございますので、ご自身のご契約内容を今一度ご確認ください。なお、ご不明な点がございましたら、セキスイ保険サービスまでお問い合わせください。

<ご参考> 保険種目による個人賠償責任補償特約比較表(2023年4月現在)

	示談交渉サービス ^(注1)	保険金額	
		国内	国外
積水化学グループ セキスイガード	あり (国内のみ)	1億円	1億円
東京海上日動 自動車保険		無制限	1億円
東京海上日動 火災保険(住まいの保険) ^(注2)		1億円または無制限 無制限は保険期間5年以下の場合に限りご契約いただけます。	1億円

(注1) 示談交渉サービスとは、被保険者が支払責任のある賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または保険会社が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、保険会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士の選任を含みます。)を行います。日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限ります。

(注2) 2010年1月1日以降の始期契約で、「住まいの保険」に個人賠償責任補償特約をセットした場合の補償内容です。2009年12月31日以前始期契約の個人財産総合保険・住宅総合保険・住宅火災保険にオプションとしてセットする個人賠償責任補償特約は、補償内容が異なりますのでご注意ください。

*この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

家族型^(注3) 保険金額・保険料表(加入口数:1口のみ)

国内外共に補償

タイプ	F2
保険金額	国内・国外 1億円
月額保険料	110円

(注3) ご本人・配偶者・ご本人または配偶者の同居の親族、別居の未婚のお子様を対象となります。詳しくは、このパンフレットのP.30をご覧ください。

オプション (住宅内生活用動産・救援者費用等・借家人賠償責任)

団体割引25%・損害率による割引25%

約**44%**割引

基本補償のUNIT1~4・9に付帯できます。UNIT5(個人賠償補償)には付帯できません。

日常生活において、見逃しがちなリスクをオプションで補償します。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.26をご覧ください。

UNIT6

住宅内生活用動産

(免責金額(自己負担額)5,000円)

自宅内の家財が偶然な事故によって被害を被った場合に補償します。(注1)(国内のみ)

お支払い例

自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。



UNIT7

救援者費用等

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により、緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥った場合やケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を補償します。

お支払い例

海外旅行中にケガをし、長期入院となり家族が駆けつける事態となった。



UNIT8

借家人賠償責任

火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。

また、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。(注2)(国内のみ)

お支払い例

借家を焼失させてしまった。



(注1) 自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、メガネ、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

(注2) 借家人賠償責任では、示談交渉サービスはありません。

保険金額・保険料表 (加入口数: 1口のみ)

		本人型	夫婦型	家族型
UNIT6 住宅内生活用動産 <small>(免責金額(自己負担額)5,000円)</small>	タイプ	F3	KF3	KK3
	保険金額	500万円	1,000万円	
	月額保険料	830円	1,280円	1,340円
UNIT7 救援者費用等	タイプ	F4	KF4	KK4
	保険金額	500万円		
	月額保険料	20円	30円	60円
UNIT8 借家人賠償責任	タイプ	F5	—	—
	保険金額	1,000万円	—	—
	月額保険料	160円	—	—

ゴルファー補償

ゴルフ場、ゴルフ練習場等での「もしも」に備える補償です。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等につきましては、このパンフレットのP.27~28をご覧ください。

POINT 1

ゴルフ場内 (練習場を含む) でのリスクを 補償!

第三者に対する法律上の賠償責任、ゴルフ用品の盗難などや、ご自身のケガをまとめて補償!

POINT 2

ホールインワン 達成による 負担を軽減!

祝賀会や記念品購入などの出費を、保険金額の範囲内でお支払いします。



第三者に対する 賠償責任

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^(注1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



(注1)携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

示談交渉サービスが自動付帯されます。(国内のみ)

ご自身の傷害

日本国内外を問わず、ゴルフ場・練習場敷地内でゴルフの練習・競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。



ゴルフ用品の損害

日本国内外を問わず、ゴルフ場・練習場敷地内でご自身のゴルフ用品が盗難にあたり、ゴルフクラブが破損・曲損した場合に保険金をお支払いします。

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。



ホールインワン・ アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合^(注2)に、それを記念してのパーティー開催や記念品の贈呈等、慣習として負担する費用を補償します。 ※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出頂きます。



(注2)

他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、同伴競技者および同伴キャディ等の両方が目撃した場合をいいます。なお、同伴競技者および同伴キャディ等の両方が目撃した場合以外でも一定の条件(P.28をご参照ください)を満たせば、保険金支払の対象となります。

※ご請求時には、ゴルフ場や練習場の証明が必要です。

本人型 保険金額・保険料表(加入口数:1口のみ)

タイプ		A	B	D	F	S
第三者に対する 賠償責任 (免責金額(自己負担額)0円)	国内	1億円	1億円	1億円	無制限	無制限
	国外	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ご自身の 傷害	死亡・後遺障害	100万円	200万円	230万円	250万円	250万円
	入院保険金日額 ^(注3)	1,500円	3,000円	3,450円	3,750円	3,750円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	2,300円	2,500円	2,500円
ゴルフ用品の損害 (免責金額(自己負担額)0円)		10万円	10万円	20万円	30万円	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用		10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
年額保険料		1,720円	2,390円	3,330円	5,140円	8,240円

(注3)手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等、お支払いの対象外となる手術があります。

更新の方のみ

- 更新の方のみご継続いただけます。新規加入はできません。
- 「あんしんパッケージプラン」は、新入社員の皆様を対象に、入社時にご案内しているプランです。
- 「あんしんパッケージプラン」の傷害補償（FA1）には、死亡・後遺障害補償は付帯されておりません。また、医療補償には、傷害入院・手術補償は付帯されておりませんので、ご注意ください。より充実した補償をご希望のお客様は、この機会にパンフレット等記載のプランへのご加入をご検討ください。
- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましては、このパンフレットのP.19～25をご覧ください。

1. あんしんパッケージプランについて（新入社員専用プラン）

団体割引25%・損害率による割引25%（注1）適用

職種レベル：（FBT1、FMP1）A、（FB1、FM1、FA1）A・B共通 加入口数：1口（各補償共通）

本人型：傷害補償・がん補償・医療補償 家族型：個人賠償補償

		2010年度入社の方		2011年度入社の方		2012～2021年度入社の方	
		ベーシックプラン FBT1（注3）	ミニマムプラン FMP1	ベーシックプラン FB1	ミニマムプラン FM1	FA1	
		天災危険担保		天災危険不担保		天災危険不担保	
傷害補償	UNIT1						
	本人	死亡・後遺障害保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円	5,000円
		入院保険金日額（注2）	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	3,300円
		通院保険金日額	3,300円	2,000円	3,300円	2,000円	830円
		月額保険料	1,200円	830円	1,040円	710円	
がん補償	UNIT3	付帯されておりません。 加入をご希望される場合は、 このパンフレットのP.10 をご参照ください。				G102	
						100万円	
	月額					100円	
	保険料					50円	
					100円		
					170円		
医療補償	UNIT4	15B		I3M		15B	
		5,000円		3,000円		5,000円	
	疾病入院保険金（日額）（注4）	300万円		200万円		300万円	
	重大手術（注6）：入院保険金の40倍	10万円		10万円		10万円	
	入院中の手術：入院保険金の10倍	300万円		200万円		300万円	
	入院中以外の手術：入院保険金の5倍	10万円		10万円		10万円	
	放射線治療保険金	300万円		200万円		300万円	
	総合先進医療保険金額（注8）	10万円		10万円		10万円	
	総合先進医療一時金額	300万円		200万円		300万円	
	特定疾患（注9）保険金	10万円		10万円		10万円	
疾病入院日額の10倍（注7）	300万円		200万円		300万円		
疾病入院日額の10倍（注7）	10万円		10万円		10万円		
疾病入院日額の30倍（注10）	300万円		200万円		300万円		
疾病入院日額の30倍（注10）	10万円		10万円		10万円		
月額	270円		170円		270円		
保険料	380円		240円		380円		
	420円		260円		420円		
	430円		270円		430円		
	460円		290円		460円		
個人賠償補償	UNIT5	F2					
		国内：1億円 国外：1億円				110円	
		110円					
傷害補償	UNIT1	ミニマムプラン		標準プラン		充実プラン	
	本人	FA1		「あんしんパッケージ 標準プラン」にご加入のお客様は、ケガの補償について、三井住友あいおい生命保険株式会社の「新医療保険Aプレミアム」・第一生命保険株式会社の「グループ保険（団体定期保険）」にご加入いただいております。補償内容については、パンフレット、保険証券等をご確認ください。			
		天災危険不担保					

		5,000円					
		3,300円					
		830円					
がん補償	UNIT3	G102		G102		G102	
		100万円		100万円		100万円	
	月額	100円		100円		100円	
	保険料	50円		50円		50円	
	100円		100円		100円		
	170円		170円		170円		
医療補償	UNIT4	15B		標準プラン		充実プラン	
		5,000円		「あんしんパッケージ 標準プラン」にご加入のお客様は、病気の補償について、三井住友あいおい生命保険株式会社の「新医療保険Aプレミアム」・第一生命保険株式会社の「グループ保険（団体定期保険）」にご加入いただいております。補償内容については、パンフレット、保険証券等をご確認ください。			
	疾病入院保険金（日額）（注4）	300万円					
	重大手術（注6）：40倍	10万円					
	入院中の手術：10倍	300万円					
	入院中以外の手術：5倍	10万円					
	放射線治療保険金	300万円					
	総合先進医療保険金額（注8）	10万円					
	総合先進医療一時金額	300万円					
	特定疾患（注9）保険金	10万円					
疾病入院日額の10倍（注7）	300万円						
疾病入院日額の10倍（注7）	10万円						
疾病入院日額の30倍（注10）	300万円						
疾病入院日額の30倍（注10）	10万円						
月額	270円						
保険料	380円						
	420円						
	430円						
	460円						
個人賠償補償	UNIT5	F2					
		国内：1億円 国外：1億円				110円	
		110円					

- (注1) 損害率による割引は天災危険補償特約には適用されていません。
 (注2) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 (注3) 傷害補償天災危険担保(FBT1)のタイプ名は、2010年8月31日更新時のタイプ名(FBP1)から変更となっています。
 (注4) 1回の入院につき60日を限度とします。「1回の入院」とは、次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
 (注5) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして(*1)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
 (注6) 対象となる重大手術については、P.23をご確認ください。

- (注7) 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。
 (注8) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。(※)対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
 なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)
 (※)詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。
 (注9) 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については後記「補償の概要等」をご確認ください。
 (注10) 1回の入院(注4)につき1回限り。

【注意事項】

- がん補償・医療補償の保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢によって異なります。
- 「損害率による割引」は、毎年見直されます。
- 死亡補償については、第一生命保険株式会社の「グループ保険(団体定期保険)」にご加入いただいております。また、告知内容やご希望によってはお入りいただけない場合もございます。補償内容については、パンフレット、保険証券等をご確認ください。

2. 親介護補償同等プランについて

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

本人型 保険金額・保険料表 (加入口数：1口のみ)

補償の型 タイプ名	公的介護保険連動型(要介護3)		
	K100	K200	K300
介護補償保険金額	100万円	200万円	300万円
月額保険料	40~44歳	10円	10円
	45~49歳	10円	20円
	50~54歳	20円	40円
	55~59歳	40円	80円
	60~64歳	80円	160円
	65~69歳	240円	470円
	70~74歳	500円	990円
	75~79歳	1,100円	2,190円
	80~84歳	2,540円	5,090円
			7,630円

※保険料は、団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の保険の対象となる方ご本人の満年齢によって異なります。
 ※被保険者1名につき、1タイプのみご加入頂けます。

■セキスイガード(団体総合生活保険) 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

基本補償

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3	

傷害補償基本特約	手術 保険金	<p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ等</p>
	通院 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	<p>*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</p>

【団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1（180日）を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%）</p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">所得喪失率＝1－$\frac{\text{免責期間*1(180日)が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1(180日)が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$</p> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1（180日）の翌日からの期間）のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間*1（180日）開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1（180日）の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・妊娠または出産による就業障害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）がセットされており、所定の精神障害については精神障害てん補期間を限度にお支払対象となります。）</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</p> <p>・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*1*2</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（定義C）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。</p>

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

[ご注意] 初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初めてがん診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、60日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
	疾病手術保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払の対象外の手術があります。また、時間を同じくして（*2）2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ • 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ • 精神障害を原因とする事故によって被ったケガ • 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
	放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アルコール依存および薬物依存 • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの • この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等

医療補償基本特約	<p>傷害入院保険金</p> <p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、60日を限度とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>		<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>
退院後通院保険金特約	<p>傷害手術保険金</p> <p>ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして（*2）2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>		<p>（「医療補償基本特約」と同じ）</p>
総合先進医療特約	<p>退院後通院保険金</p> <p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ●入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>	
総合先進医療一時金	<p>総合先進医療基本保険金</p> <p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。</p>		
成人病追加支払特約	<p>成人病入院保険金</p> <p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、60日を限度とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*2や放射線治療*3を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金：疾病入院保険金日額の10倍</p>	<p>*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。</p>
<p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類一腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。</p>			

成人病追加支払特約

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類一腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された受給者証等の有効期間中に、その治療のため入院を開始された場合
 ▶疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。

なお、所定の特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている以下の疾患をいいます。

(医療補償基本特約と同じ)

1. ベーチェット病	21. アミロイドーシス	41. 亜急性硬化性全脳炎
2. 多発性硬化症	22. 後縦靭帯骨化症	42. バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群
3. 重症筋無力症	23. ハンチントン病	43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
4. 全身性エリテマトーデス	24. モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	44. ラインゾーム病
5. スモン	25. ウェグナー肉芽腫症	45. 副腎白質ジストロフィー
6. 再生不良性貧血	26. 特発性拡張型 (うっ血型) 心筋症	46. 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
7. サルコイドーシス	27. 多系統萎縮症	47. 脊髄性筋萎縮症
8. 筋萎縮性側索硬化症	(1) 線条体黒質変性症	48. 球脊髄性筋萎縮症
9. 強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	(2) オリーブ橋小脳萎縮症	49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
10. 特発性血小板減少性紫斑病	(3) シャイ・ドレーガー症候群	50. 肥大型心筋症
11. 結節性動脈周囲炎	28. 表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型)	51. 拘束型心筋症
12. 潰瘍性大腸炎	29. 膿疱性乾癬	52. ミトコンドリア病
13. 大動脈炎症候群	30. 広範脊柱管狭窄症	53. リンパ脈管筋腫症 (LAM)
14. ビュルガー病	31. 原発性胆汁性肝硬変	54. 重症多形滲出性紅斑 (急性期)
15. 天疱瘡	32. 重症急性膵炎	55. 黄色靭帯骨化症
16. 脊髄小脳変性症	33. 特発性大腿骨頭壊死症	56. 間脳下垂体機能障害
17. クローン病	34. 混合性結合組織病	(1) PRL 分泌異常症
18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	35. 原発性免疫不全症候群	(2) ゴナドトロピン分泌異常症
19. 悪性関節リウマチ	36. 特発性間質性肺炎	(3) ADH 分泌異常症
20. パーキンソン病関連疾患	37. 網膜色素変性症	(4) 下垂体性 TSH 分泌異常症
(1) 進行性核上性麻痺	38. プリオン病	(5) クッシング病
(2) 大脳皮質基底核変性症	39. 肺動脈性肺高血圧症	(6) 先端巨大症
(3) パーキンソン病	40. 神経線維腫症	(7) 下垂体機能低下症

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
 - ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
 - ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
 - ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにセキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はセキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 - ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

〔独自基準追加型（要介護2）〕

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。		<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	
入浴その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まれません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	
②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 <ul style="list-style-type: none"> 衣類の着脱の際に、(1)ボタンのかけはずし、(2)上衣の着脱、(3)ズボンまたはパンツ等の着脱、(4)靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ひどい物忘れがある。 まわりのことに関心を示さないことがある。 物を盗られた等と被害的になることがある。 作話をし周囲に言いふらすことがある。 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 目的もなく動き回ることがある。 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 いろいろなものを集めたり、無断でもってこることがある。 火の始末や火元の管理ができないことがある。 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 食べられないものを口に入れることがある。 周囲が迷惑している性的行動がある。 自力で内服薬を服用できない。 金銭の管理ができない。 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 現在の季節を理解できない。 今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。		*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

介護補償基本特約十公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上の追加補償特約

更新のみ

【公的介護保険連動型（要介護3）】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

【個人賠償補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 電車等*1を運行不能にさせた場合 国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 受託品の電氣的または機械的的事故 受託品の置き忘れまたは紛失*4 詐欺または横領 風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

オプション

【住宅内生活用動産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【救済者費用等に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p style="text-align: right;">等</p>

【借家人賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害*1 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。</p>

ゴルファー補償

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合</p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*3</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>等</p> <p>*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【傷害補償】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p>	

傷害補償基本特約十ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	手術 保険金	<p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p>等</p>
	通院 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

【ゴルフ用品に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約十ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</p> <p>■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りします。）</p> <p>■ゴルフクラブの破損、曲損*1</p> <p>▶損害額（修理費）を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りします。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>等</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

保険の対象となる方(被保険者)について

①被保険者本人となり得る方について

下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

傷害補償、住宅内生活用動産、救援者費用等、借家人賠償責任

	本人型	夫婦型	家族型
①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	○	○
②上記①のご家族	配偶者	○	○
	子供、両親、兄弟	○	○
	上記①と同居している親族、使用人	○	傷害補償：× 住宅内生活用動産、救援者費用等：○

GLTD

①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	
②上記①のご家族	配偶者	×
	子供、両親、兄弟	×
	上記①と同居している親族、使用人	×

※GD・GJタイプご加入の方：団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢が15歳以上60歳未満の方が対象となります。
GD70・GJ70タイプご加入の方：団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢が15歳以上70歳未満の方が対象となります。

がん補償・医療補償

①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	
②上記①のご家族	配偶者	○
	子供、両親、兄弟	○
	上記①と同居している親族、使用人	○

※団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢が5歳以上84歳以下の方が対象となります。

個人賠償補償

①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	
②上記①のご家族	配偶者	○
	子供、両親、兄弟、	○
	上記①と同居している親族、使用人	○

介護補償

①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	
②上記①のご家族	配偶者	○
	子供、両親、兄弟、	○
	上記①と同居している親族、使用人	○

※D100・D200・D300タイプご加入の方：団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢が5歳以上84歳以下の方が対象となります。
K100・K200・K300タイプ(更新のみ)ご加入の方：団体契約の始期日時点(2023年8月31日)の満年齢が40歳以上84歳以下の方が対象となります。

ゴルファー補償

①積水化学工業および関係会社の役員・従業員	○	
②上記①のご家族	配偶者	○
	子供、両親、兄弟	○
	上記①と同居している親族、使用人	○

※配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問わず被保険者本人となり得ます。
※対象となる関係会社につきましては、セキスイ保険サービスまでお問い合わせください。

② 本人型、夫婦型、家族型の補償の範囲

《傷害補償、住宅内生活用動産^(注1)、救援者費用等》

	本人型	夫婦型	家族型
ご本人 ^(注2)	○	○	○
ご本人 ^(注2) の配偶者	×	○	○
その他のご親族	×	×	○

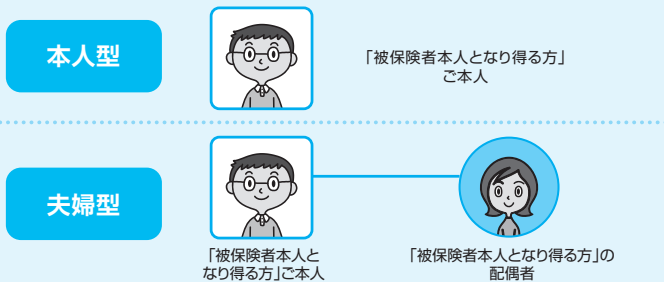
《GLTD、がん補償、医療補償、介護補償、ゴルフ補償、借家人賠償責任^{(注3)(注4)}》

	本人型
ご本人 ^(注2)	○
ご本人 ^(注2) の配偶者	×
その他のご親族	×

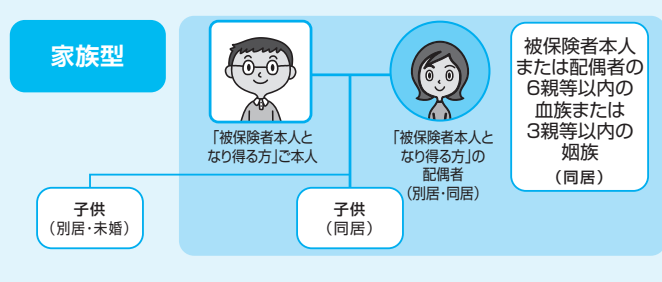
《個人賠償補償^(注4)》

	家族型
ご本人 ^(注2)	○
ご本人 ^(注2) の配偶者	○
その他のご親族	○

〈傷害補償、住宅内生活用動産、救援者費用等〉



〈傷害補償、住宅内生活用動産、救援者費用等、個人賠償補償〉



(注1) 住宅内生活用動産については、被保険者の居住の用に供される住宅内(敷地を含みません。)に所在する被保険者が所有する生活用動産が対象となります。

以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。

- ・保険の対象となる方の単身赴任先
- ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

(注2) P.29の「被保険者本人となり得る方」の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

(注3) ご本人のみが対象となります。借家人賠償責任については、保険証券記載の被保険者の借戸室が対象となります。

(注4) 個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人(注2)が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

〈GLTD、がん補償、医療補償、介護補償、ゴルフ補償、借家人賠償責任〉



【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：

法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り(婚約とは異なります。)。a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) その他のご親族：

ご本人または配偶者と同居の親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、配偶者を含みません。)とご本人または配偶者と別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)のお子様をいいます。

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体長期障害所得補償 (GLTD)・がん補償・医療補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

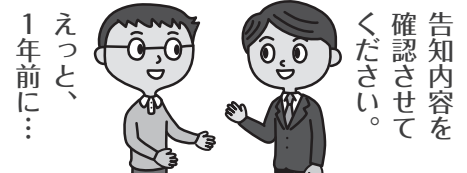
*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。(がん補償のみ)

ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約* 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください* 2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約

●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額* 1 は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

団体長期障害所得補償、がん補償、医療補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額* 1 の増額等はできません。

[団体長期障害所得補償]

団体長期障害所得補償基本特約の保険金額* 1 は、平均月間所得額* 2 以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額* 2 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

* 1 支払基礎所得額* 3 × 約定給付率とします。

* 2 直前12か月における保険の対象となる方の所得* 4 の平均月額をいいます。

* 3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。

* 4 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分* 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

- * 団体長期障害所得補償、がん補償、医療補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II - 1 告知義務」をご確認ください。
- * 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（セキスイ保険サービスには、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

* 告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III - 1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	団体長期障害 所得補償	がん補償 医療補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等
生年月日	—	★	★	★	—
性別	—	★	★	—	—
職業・職務*1	☆*2	—	—	—	—
健康状態告知*3	—	★	★	★	—

* すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

* 1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

* 2 ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

* 3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

* 4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[団体長期障害所得補償・がん補償・医療補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*1、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

* 1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思*2を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

* 2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。

●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

* 3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

* 4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

* 5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、セキスイ保険サービスまでお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくセキスイ保険サービスまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくセキスイ保険サービスまでご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、セキスイ保険サービスまでご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめセキスイ保険サービスまでご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、セキスイ保険サービスに、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・がん補償・医療補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

団体長期障害所得補償、がん補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、セキスイ保険サービスまですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、がん補償、医療補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- セキスイ保険サービスは東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、団体長期障害所得補償、がん補償、医療補償等については30日以内に）セキスイ保険サービスまでご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠を提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の東京海上日動にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022-808

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



通話料
有料

<共同保険引受保険会社について>

セキスイガードは下記の保険会社による共同保険であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理代行を行います。引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。ただし、がん補償・医療補償・介護補償については、東京海上日動の単独による引受となります。

引受保険会社	
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）	
損害保険ジャパン株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、セキスイ保険サービスまでご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することに加えて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動の
ホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター (東京海上日動安心110番)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間：24時間365日

団体総合生活保険の
2023年8月31日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償		
①傷害補償	①団体長期障害所得補償（GLTD）	③がん補償

変更する補償			改定項目	概 要
①	②	③		
		○	がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大	がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。
	○		団体長期障害所得補償（GLTD）における保険の対象となる方の範囲拡大	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「継続雇用期間が過去1年未満の方」についても保険の対象となる方に含めることを可能とします。
○			みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。

このご案内は、2022年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「ご契約のしおり（約款）」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額*1、免責金額（自己負担額）
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	がん補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ○ 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
● 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

〈 傷害補償に関するご注意点 〉

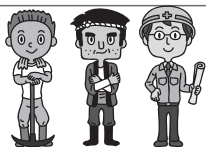
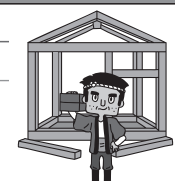
保険にご加入される方へ（傷害補償） *「職種級別」にご注意ください！

従事されている職務により「職種級別」が異なります。ご自身の職種級別を下表にてご確認のうえ、お申込ください。

職種級別Aの職務	下記「職種級別B」以外の職務
----------	----------------

職種級別Bの職務	*詳細につきましては、セキスイ保険サービスまでお問い合わせください。
----------	------------------------------------

該当する職種	主な例
建設作業者	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業者
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者。 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者
農林業作業者	●農耕作業者 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業者 ●養畜作業者
漁業作業者	●漁業作業者（船長・航海士等も含む） ●潜水漁師 ●水産養殖作業者
採鉱・採石作業者	●採掘作業者 ●じゃり・砂・粘土採取作業者 ●ダム・トンネル掘削作業者
木・竹・草・つる製品製造作業者	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工



ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただくセキスイガード(団体総合生活保険)につきまして、一部改定があります。

主な改定点はP.1、P.37のとおりとなりますので、ご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、表紙に記載の申込締切日までにご加入の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、本パンフレットに記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます(自動更新)。

なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

その他、ご不明な点等ございましたら、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください

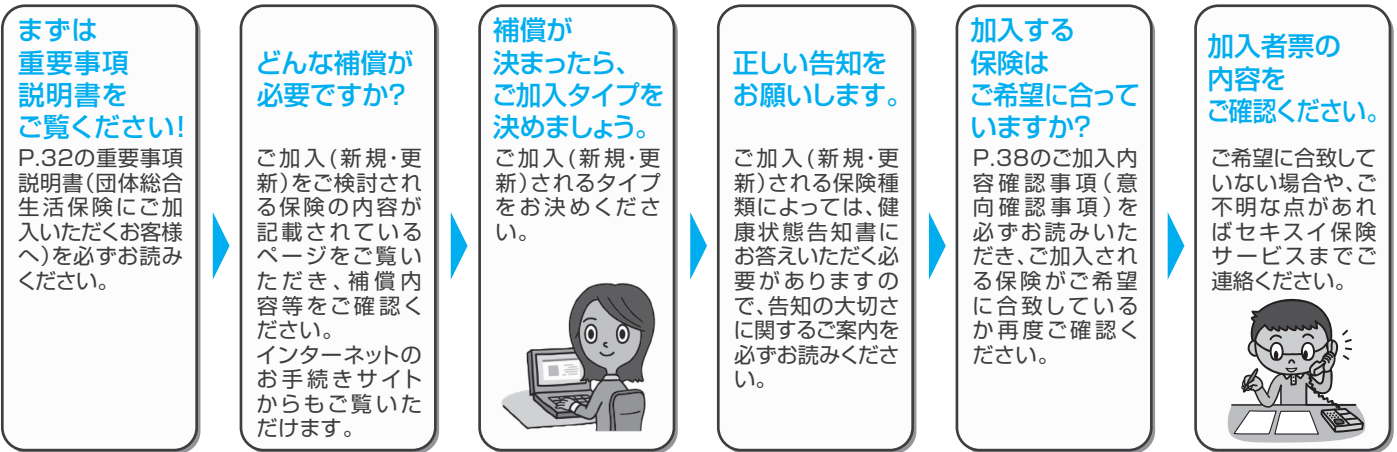
ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。

加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についても併せてご確認いただき、万一、誤りがある場合は、セキスイ保険サービスまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

この保険は、積水化学工業株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として積水化学工業株式会社が有します。

ご加入手続きの流れ



●加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。

●直近に加入内容変更をされている場合、満期日時点の加入内容にて更新されます。

お問い合わせ先

セキスイ保険サービス株式会社 [営業時間 9:00~17:30(土日祝休)]

営業時間に変更となる可能性がございます。

(大阪本社)〒530-8565 大阪府大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル4F)

TEL:06-6365-4091 フリーダイヤル 0120-663-392

(東京事務所)〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1(CYK神田岩本8階)

TEL:03-5296-9103 フリーダイヤル 0120-774-483

(群馬事務所)〒371-0805 群馬県前橋市南町3-36-3(ユーク駅南ビル2階)

TEL:027-212-5464(水曜・日曜休み)

事故時のご連絡先

損害業務グループ TEL:06-6365-4163

東京事務所 損害業務グループ TEL:03-5296-9107

*事故の詳細な内容を伺います。

パソコン・スマートフォンから

<https://www.sekisui.co.jp/hoken/>



取扱代理店

引受幹事
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 関西営業第一部営業第二室 [営業時間 9:00~17:00(平日)]

〒541-8555 大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12

TEL:06-6203-1520 FAX:06-6203-1562

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、がん補償、医療補償、介護補償については、東京海上日動単独によるお引受けとなります。